


大分市中小企業等賃金引上げ奨励金 申請ガイドライン

目的

大分市内の中小企業者等が、労働力不足や物価高騰等の影響により厳しい経営を強いられている状況において、労働力の確保や当該中小企業等に従事する労働者の生活水準の維持等のために持続的な賃金の引上げを実施する市内の中小企業者等に対し、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、奨励金を交付します。

1. 交付対象者

 関連 Q&A: 問1～問7

次のいずれかに該当する事業者とします。

- ① 法人の場合は、大分市内に本社または事務所を有する中小企業者(※1)
個人事業主の場合は、大分市内に事業所を有すること
- ② 大分市内に主たる事業所を有する特定非営利活動法人、公益法人、協同組合等(※2)

(※1) 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業者をいいます

業種分類	中小企業者（いずれかを満たす必要があります）	
	資本の額または出資の総額	常時使用する従業員数
製造業その他	3億円以下の会社	300人以下の会社及び個人
卸売業	1億円以下の会社	100人以下の会社及び個人
サービス業	5千万円以下の会社	100人以下の会社及び個人
小売業	5千万円以下の会社	50人以下の会社及び個人

※次のいずれかに該当する、いわゆる「みなし大企業」は対象となりません

- ア 一の大企業（中小企業以外の企業をいう。以下同じ。）が当該中小企業の発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を単独で所有し、又は出資しているもの
- イ 複数の大企業が当該中小企業の発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有し、又は出資しているもの
- ウ 役員の半数以上を大企業の役員又は従業員が兼務しているもの

(※2) 中小企業に該当しない事業者で、それぞれの根拠法に基づく設立登記をしており、資本金の額又は出資の総額が1億円未満であること（定められていない場合には、常時使用する従業員の数100人以下であること）が必要です

交付対象とならない中小企業等

次の①から⑨のいずれかに該当する場合は、交付対象となりません。

- ①法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
- ②政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体）
- ③国、地方公共団体その他の公共団体から資本金、基本金等の4分の1以上の出資、出捐等を受け、又は継続的な財政的援助を受けている法人や団体
- ④宗教上の組織又は団体
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ⑥次のいずれかに該当する事業を営む者
 - ア 性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。以下同じ。）
 - イ 性風俗関連特殊営業に係る接客業務受託営業（風営法第2条第13項に規定する接客業務受託営業をいう。）
 - ウ 公序良俗に反する事業その他奨励金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業
- ⑦交付申請受付日において本市の市税のうち納期限の到来した税額を滞納している者
- ⑧従業員に対し支給した賃金が、当該賃金の支給日時点における最低賃金の額を下回っている者
- ⑨その他市長が適当でないと認める者

2. 交付要件

対象となる従業員について、対象期間内に要件を満たす賃金引き上げを行い、3か月以上連続した支払いを行う必要があります。

（1）対象従業員

 関連 Q&A: 問8～問12

雇用契約を交わしている次のいずれかの従業員で、大分市内に住所を有している方です。

① 正規従業員（正規雇用労働者）

期間の定めのない契約により雇用され、雇用保険、厚生年金保険に加入している従業員

② 非正規従業員（非正規雇用労働者）

正規雇用労働者以外の者であって、週20時間以上の勤務者で、雇用保険に加入している従業員

対象とならない従業員

- ①会社役員（ただし、従業員との兼務役員を除く）
- ②個人事業主本人（専従者(家族従業員)を除く）
- ③パートタイム労働者で次に該当する者
 - ・日々雇い入れられる者
 - ・2ヵ月以内の期間を定めて雇用される者
 - ・季節的業務に4ヵ月以内の期間を定めて雇用される者
 - ・「1日または1週間の労働時間」および「1ヵ月の所定労働日数」がフルタイムの基幹的な働き方をしている従業員の4分の3以下である者

（2）賃金の引上げ

💡 関連Q&A:問13～問20・問23

定期昇給分を除き、次のいずれかの賃上げを実施し、3か月以上連続して支給している必要があります。

◇正規従業員（正規雇用労働者）：2.0%以上の賃上げ

◇非正規従業員（非正規雇用労働者）：次のアまたはイのいずれかの賃上げ

ア. 賃上げ前の賃金が、令和8年1月1日時点の最低賃金以上の場合

賃上げ前の賃金から 20円以上の引き上げ

イ. 賃上げ前の賃金が、令和8年1月1日時点の最低賃金未満の場合

1月1日時点の最低賃金から 20円以上の引き上げ

※賃上げ前後の基本給単価が賃金支給時点の最低賃金を下回っている場合は対象となりません。(最低賃金との比較方法はQ&Aの「問13」をご覧ください)
したがって、上記の非正規従業員の「イ」は、令和8年1月に賃上げを行った場合のみ対象となります。

※対象賃金に賞与や定額の手当（役職手当など）は含みません。定期昇給分を除く基本賃金の賃上げ（ベースアップ(※3)）のみが対象となります

※「特定最低賃金」が適用される産業（業種）については、特定最低賃金を上回っている必要があります。

大分県では、①鉄鋼業 ②非鉄金属製造業 ③電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ④自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業 ⑤自動車(新車)小売業 に特定最低賃金が設定されています。

(※3)ベースアップとは、個々の従業員の勤続年数又は業績評価に基づく昇給（就業規則や労働条件通知書等に定められている昇給）を除き、従業員の基本給単価を引き上げることをいいます。ただし、最低賃金に満たない額から最低賃金までの増額は、これに含みません。

(3) 対象期間

 関連 Q&A: 問 21～問 23

令和8年1月1日 から 令和8年12月31日

※対象期間内に、要件を満たす賃上げを行い、かつ、3か月以上連続した賃金支払いが必要です。したがって、12月31日までに3か月の支払い実績が必要となります。交付申請は、交付要件を満たしたのちに行ってください。
※対象期間中に最低賃金の改定が行われる場合がありますのでご注意ください。交付の可否の例について、Q&Aの「問22」及び「問23」をご覧ください。

3. 奨励金額

奨励金の額は、交付対象者にかかる賃上げ要件を満たす対象従業員の区分及び人数に応じて算定します。

なお、対象従業員1人につき、交付金額は次のとおりです。

区 分	正規従業員	非正規従業員	
		20円以上40円未満	40円以上
賃金引上げ率・額	2.0%以上	20円以上40円未満	40円以上
奨励金額	5万円/人	1万5千円/人	3万円/人
上限額	1申請者（交付対象者）当たり50万円		

4. 申請手続等

(1) 申請期間

 関連 Q&A: 問 24・問 52

前期と後期に分けて申請受付を行います。なお、受付は先着順とし、予算がなくなり次第終了します

①前期

従業員規模	受付開始日	受付終了日
20人以下	令和8年8月 3日 (月) ～	令和8年9月30日 (水)
21人以上	令和8年8月13日 (木) ～	

※従業員規模によって受付開始日が異なりますのでご注意ください

②後期

令和8年12月頃を予定しています。(詳細はあらためてお知らせします)

※申請は1年度に一度までとなります。前期と後期に分けて申請することはできません。

※各期間の申請期間中に予算上限に達する場合は、予算上限に達する日を最終日とし、最終日に複数の申請があれば受付後に抽選にて交付を決定します

(2) 申請方法

💡 関連 Q&A: 問 25～問 34

申請の手続きは、パソコンやスマートフォンを使用してインターネット上で申請手続きを行う「電子申請」(原則)と、紙の申請書を使用した「郵送申請」があります。また、「申請サポート窓口」を開設しますので、電子申請が困難な場合は申請サポート窓口までお越しください。

①電子申請(原則) <申請期限は 申請期間最終日の 23時59分 です>

お手持ちのパソコンやスマートフォンから、24時間申請ができます。

大分市ホームページ内の「電子申請フォーム」から申請してください。

<https://ttzk.graffer.jp/city-oita/smart-apply/apply-procedure-alias/oitashitinage>



※電子申請フォームに添付資料の添付が困難な場合は、添付資料のみ別途郵送にてご提出ください。その際は申請者がわかるように添付資料に申請者名をご記載ください。(申請期間最終日の消印有効)

②申請サポート窓口 <申請期限は 申請期間最終日の 17時00分 です>

電子申請が困難な場合は、申請書を記載し、必要書類をご準備のうえ市役所第2庁舎に設置する申請サポート窓口までお越しください。

開設場所：大分市役所 第2庁舎1階
(大分市荷揚町2番31号)

開設期間：受付期間と同様

開設時間：9時00分～17時00分



※申請書等は、大分市ホームページからダウンロードするか、申請サポート窓口および各支所に設置しています。(各支所での提出はできません)

※申請サポート窓口は順番に対応しますので、受付開始当初は大変混雑することが予想されます。あらかじめご了承ください。

③郵送による申請 〈申請期限は、申請期間の 最終日必着 とします〉

郵送による申請も可能です。また、電子申請の場合の電子申請フォームに資料の添付が困難な場合は添付資料のみの郵送提出も可能です。

(送付先)

〒870-0023 大分市長浜町 2 丁目 7-22((株) マイダスコミュニケーション内)
大分市中小企業等賃上げ奨励金事務センター 宛て

※書類未達等の責任は大分市及び受託事業者では負いかねます。個人情報が含まれることから、できる限り簡易書留など配達記録が残る方法での送付をお願いします。

※郵送の場合、消印日ではなく到達日で受付をしますのでご注意ください。

(3) 必要書類

💡 関連 Q&A: 問 35～問 49

	法人の場合	個人事業主の場合
①	大分市中小企業等賃金引上げ奨励金交付申請書 (様式第 1 号) ※電子申請の場合は申請フォームに入力してください ※奨励金振込口座は、法人の場合は法人口座を、個人事業者の場合は代表者の口座を指定してください	
②	登記情報等が分かる書類の写し	
	法人登記の「履歴事項全部証明書」の写し ※3 か月以内に発行され、かつ、奨励金の申請日時点における代表者名の記載があるもの ※特定非営利活動法人、公益法人、協同組合等も同様	令和 7 年分の確定申告書 (第一表) の写し (収受印があるものに限る) ※e-Tax の場合は「受付結果 (受信通知)」が必要 ※創業後最初の確定申告を済ませていない場合は「開業届の写し」 ※確定申告の義務がない等の場合は、「市民税・県民税申告書」の写し (1 面) を提出 ※マイナンバーの表示は、全て黒塗りしてください
③	賃金引上げ算定表 (様式第 2 号) ※電子申請の場合も、大分市ホームページより様式をダウンロードし、作成ののち添付してください ※ <u>正規従業員</u> の方は様式第 2 号 <u>(その 1)</u> 、 <u>非正規従業員</u> の方は様式第 2 号 <u>(その 2)</u> にそれぞれ記載をしてください	

	法人の場合	個人事業主の場合
④	対象となる労働者の労働条件通知書 又は 雇用契約書 の写し (賃金引上げ算定表に記載した全員分)	
⑤	対象となる労働者の賃金台帳 又は その他賃金引上げ前後における基本給単価の分かる書類 の写し (賃金引上げ算定表に記載した全員分) ※賃上げ前後の賃金支払い状況がわかるものを添付してください (賃上げ後は、3か月以上の支払いがわかるものが必要です)	
⑥	(対象となる労働者が非正規従業員の場合) 当該労働者の雇用保険加入証明書 (雇用保険被保険者証や雇用保険被保険者資格取得等確認通知書) の写し (賃金引上げ算定表に記載した非正規従業員全員分)	
⑦	誓約書兼同意書 (様式第3号) ※電子申請の場合は申請フォームにチェックを入れてください	
⑧	市税完納証明書 (写し可) ※申請日から1ヵ月以内に発行されたものに限り	
	法人の市税完納証明書	個人事業主本人の市税完納証明書
⑨	その他必要書類	
	・振込先口座の通帳等の写し (通帳を1ページ開いた部分でカナ名義がわかるもの) ※奨励金交付申請書に記載した口座と同一のものを添付	
	・交付申請書の所在地と履歴事項全部証明書の所在地が異なる場合は、大分市内の事業所所在地を証する書類	・交付申請書の所在地と確定申告書 (第一表) の住所が異なる場合は、大分市内の事業所所在地を証する書類
・個人事業者から法人化したことにより、証拠書類の一部が個人事業者として作成されている場合、「法人設立届出書」又は「個人事業の開業・廃業届出書」		

※提出書類の内容について、事務局の審査担当者から問い合わせる場合がありますので、ご協力ください。

※必要な書類が揃っていない場合、事務局から不足している書類の提出を依頼します。事務局が指定した期日までに必要な書類の提出がない時は、奨励金の交付ができませんのでご注意ください。

(4) 交付申請後について

 関連 Q&A: 問 50・問 51

提出書類を審査し、奨励金の交付額を決定しましたら、交付決定通知書（様式第4号）または不交付決定通知書（様式第5号）により、お知らせします。

また、交付決定をされた方については、大分市中小企業等賃上げ奨励金交付申請書（様式第1号）に記載の指定振込口座へ奨励金を振り込みます。

※交付申請から振込まで、書類の不備等がなければ、およそ4週間程度を予定しています

5. その他の留意事項

(1) 奨励金の取り消し及び奨励金の返還について

奨励金の交付の決定を受けたのちに、次の①～④のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、すでに交付をしているときは、奨励金の返還が生じる可能性があります。

- ①奨励金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- ②この要綱及び市長の指示に違反したとき。
- ③虚偽その他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- ④奨励金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。

(2) 書類の整備、検査

- ①奨励金の交付を受けた事業者は、奨励金の交付の申請に係る書類及び帳簿を整備し、交付決定の翌年度から5年間保存してください。
- ②市が必要と認めるときは、書類等の検査をすることあります。
また、交付事業者は、大分市監査委員からの求めがあるときは、いつでも監査を受けなければなりません。

お問い合わせ先

大分市中小企業等賃上げ奨励金 コールセンター

☎ 097-594-5678

【受付時間】 午前9時00分から午後5時15分まで

（土・日・祝日と、12月29日から翌年1月3日までを除きます）

受託事業者：株式会社マイダス コミュニケーション